

平成 30 年 9 月 11 日

自民党看護問題小委員会
委員長 田村 憲久 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 上泉和子



要 望 書

時下、ますますご清祥のことと存じます。日頃より看護学教育について多大なご尽力をいただき感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学の高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる 4 年制大学及び省庁大学校の代表を社員とし、設置主体を問わず全国すべての看護系大学が加盟しています。

2018 年度の看護系大学・学部等は、265 校、278 課程となり、約 30 年の間に 25 倍に増えました。入学定員は、前年より 1,200 人近く増え、およそ 24,000 人となりました。大学における看護学教育がここまで発展したのは、関係各位のご尽力によるものと深く感謝申し上げます。看護基礎教育を学士課程で行うことは、長年にわたり看護界が切望してきたところであり、本協議会は、看護職者の養成を大学教育に一本化できるよう今後ともより一層の努力をしてまいります。

一方で、看護系大学・学部等の量的拡大は、教員不足やそれに伴う教員の過度の移動、実習場所の確保困難といった課題を産み出してきており、看護学士課程教育の質保証に対して、社会から重大な関心が寄せられております。本協議会はこのような状況を踏まえ、「看護学士課程教育の質保証—量と質の共栄—」という観点から、教育の質を担保しつつ量的拡大に取り組んでいく所存です。そのために、本協議会は 2002 年から看護学教育の分野別評価の実施に向け、様々な活動に取り組んでまいりました。本年 11 月には、看護学教育の分野別評価事業を担う「日本看護学教育評価機構」を、関係機関・団体の協力を得て設立します。

また、学士課程の増大に伴い、大学院修士課程(176 大学、183 課程)・博士課程(95 大学、103 課程)も増えてきております。約 30 年間で修士課程は 35 倍、博士課程は 47 倍にもなりました。ほぼすべての大学院で高度実践看護師や教育研究者、管理者の育成が行われています。今後、看護を提供する場はますます広がり、多様で複雑かつ深刻な健康課題に対応できる高度実践看護師や、教育の質の向上に資する研究者・教育者、看護の人的資源を効率的に活用し安全な看護をマネジメントできる管理者の育成は喫緊の課題であると考えます。本協議会は社会や国民の要請に応えられる人材育成を目指して、学士課程教育および大学院教育の質の保証と人材育成をさらに

発展させていく所存です。

つきましては、下記の事項について多大なるお力添えをいただきたく、お願い申し上げます。

1. 日本看護学教育評価機構への支援と助成について

わが国の第2期教育振興基本計画（2013年6月閣議決定）では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取組を促進する」こととしています。看護学教育においても質保証の観点から分野別教育評価が重要であると認識し、文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、分野別評価の実施に向けて取り組んできました。

本協議会ではグローバルスタンダード（CCNE：Commission on Collegiate Nursing Education）に即した、学士課程ならびに大学院修士課程の看護学教育コアコンピテンシーに基づく評価基準を策定しました。また、評価体制を検討し、当面の運営資金を準備して、2018年11月5日に看護学分野別評価の実施機関として「日本看護学教育評価機構」を設立します。

しかしながら、278課程の評価を実施していくために、分野別評価システムの構築、評価者の研修等、今後とも整備しなければならないことが多々あります。つきましては、分野別評価の円滑な実施と評価機構の安定的運営に対し、ご支援と助成をお願いします。また、文部科学省をはじめとして、認証評価機関、医学教育評価機構等の分野別評価団体等、関連団体のご理解、ご支援が必要不可欠です。この点についても、ぜひお力添えいただきたく、お願いする次第です。

2. 看護系大学の看護教員養成のための支援と助成について

看護系大学の量的拡大によって、新設大学のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。看護系大学教員数はおよそ8,000人で、2016年度の実績では、学位取得者のうち看護学修士227名、博士133名が大学等に就職しておりますが、看護教員の量的な不足は明らかで、看護教員一人当たりの学生数を見ると、10人以下の大学から25人を超える大学までその差は大きく、大学教育の質保証においては、各大学における教員の充実を図ることが喫緊の課題です。

本協議会は2018年3月に「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を公表しました。また、2017年10月には文部科学省より「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」が公表されました。本協議会は、各大学がこれらを参照してカリキュラムの一層の充実を図るよう支援していきます。看護学教育は、社会の変化や保健医療福祉政策の転換などの影響を受けて、教育の様々な局面で変革をしていく必要性に迫られています。学生が卒業時到達目標を達成し、看護実践能力を確実に修得することを保証するために、教員の充実は不可欠であり、看護系大学の増設ペースに見合った看護教員の養成が必須です。看護系大学の看護教員の要件として学位の取得は重要ですが、多くの大学院で学生募集に困難をきたしています。経済的な理由や、職場を離れることの難しさなど様々な理由で、一度社会人となった看護職の大学院進学が阻まれていると思われます。

以上のことを踏まえ、次の5点の支援および助成をお願いします。

- ① 大学院における看護教員養成課程の新設、ならびに看護教員養成課程充実のための助成
- ② 看護教員を志す看護職に対する奨学金制度の充実
- ③ 看護学教育のリーダー育成、看護学教育課程のマネジメント (Academic Administration) を担う人材育成のための、留学奨学金の補助
- ④ 現職の看護教員の教育力・指導力向上のためのFDに係る助成
- ⑤ 大学院教育に専従できる教員配置が可能となる教員確保に対する支援と助成

3. 高度実践看護師の育成の支援と助成について

本協議会では、1998年より大学院における専門看護師教育課程の認定を開始しました。2012年には、ナースプラクティショナーの養成の必要性を検討して概念を整理し、それまでの専門看護師教育課程に加え、新たにナースプラクティショナー教育課程(46単位)を設け、2コースを合わせて高度実践看護師教育課程を確立しました。さらに、専門看護師教育課程は、実践活動をより重視する観点から修得単位数を26単位から38単位に増やしました。2014年度にはナースプラクティショナー教育課程の認定を開始し、修了者を出すこととなりました。2018年2月現在、認定されている専門看護師教育課程は108大学、306教育課程、ナースプラクティショナー教育課程は2大学、2課程です。また、資格を認定された専門看護師は、2018年8月末現在、13専門分野で合計2,075名になります。

大学院の増加、地域や保健医療分野におけるナースプラクティショナーのニーズの高まり、ならびに専門看護師のこれまでの活躍や成果を鑑みれば、今後さらに高度実践看護師教育の推進に力を入れる必要があると認識しています。特に、地域において慢性疾患の診療および療養支援や悪化予防等のプライマリケア、また意思決定支援や看取りのケアを通して、住み慣れた場所で療養を継続する人々に包括的、継続的に最良の看護を提供できるナースプラクティショナーの育成は、これからの超高齢社会において重要な課題であると考えます。

高度実践看護師の必要性は高まっていますが、養成が社会や実践現場のニーズに対応しきれていない状況です。米国には72,000人のクリニカル・ナース・スペシャリスト(CNS)と234,000人のナースプラクティショナーが地域や医療機関、外来、クリニック等で自律的に看護を実践しています。高度実践看護師は費用対効果の高い効率的な保健医療と看護サービスを提供でき、それは結果として医師の負担を軽減することにもつながります。本協議会は、さらなる高度実践看護師の教育の推進と活動の支援を行うことにより、社会や国民のニーズに応えていきます。

以上のことを踏まえ、次の3点の支援および助成をお願いします。

- ① 高度実践看護師教育課程進学者への奨学資金による支援
- ② 高度実践看護師教育課程の教育に専従できる教員の確保に対する支援
- ③ 専門看護師やナースプラクティショナーの教育に必要な教育力・指導力を獲得するための教員の海外留学の助成